

厚生労働省の取り組み

9 健康食品の安全確保

さまざまな食品が「健康食品」として流通する中で、製造段階から販売段階、健康被害情報の収集・処理、消費者に対する情報提供など幅広い取り組みを行っています。

国民の健康に対する関心の高まりなどを背景として、これまで一般に飲食用とされてこなかったものや、特殊な形態のものなど、様々な食品が「健康食品」として流通するようになりました。

より安全性の高い製品が消費者に供給されるためには、製造工程管理(GMP)の導入と推進、健康被害情報の収集・処理、消費者に対する普及啓発や情報提供など幅広い取り組みが必要です。こうした取り組みを進めることにより、製品の安全性を確保しています。

健康食品

一般的に、健康の保持増進に役立つ食品として販売・利用されている食品全般が「健康食品」と呼ばれていますが、健康増進法に定めている「保健機能食品(※)」を除いて、法律上の明確な定義はありません。

(※)保健機能食品の制度は、平成21年9月から消費者庁が所管しています。

「健康食品」は正しく利用

健康づくりは、バランスの取れた食生活を送ることが大切。その上で、「健康食品」を利用するに当たっては、国民がそれぞれの食生活の状況に応じた適切な選択をする必要があります。

病気などで身体に不安を抱えている方は、事前に摂取の可否について医療機関に相談してください。

厚生労働省では、「健康食品」の安全性の確保に関する情報や「健康食品の正しい利用法」についてホームページやパンフレットで紹介しています。

(下記参照)



取り組み内容

製造段階における具体的な方策	<ul style="list-style-type: none">➢ 原材料の安全性の確保(文献検索を実施、食経験不十分なときは毒性試験を実施)➢ 製造工程管理(GMP)による安全性の確保(全工程における製造管理・品質管理)➢ これらの実効性の確保(第三者認証制度の導入)
健康被害情報の収集と処理体制の強化	因果関係が明確でない場合も含め、より積極的に情報を収集 ※医師などを対象に「健康食品」の現状や過去の健康被害実例などについて情報提供
消費者に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none">➢ 製造事業者による適切な摂取目安量や注意喚起表示➢ アドバイザリースタッフの養成課程や活動のあり方について一定の水準を確保
消費者等への情報提供	<ul style="list-style-type: none">➢ 「健康食品」ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/➢ パンフレット「健康食品の正しい利用法」 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/kenkou_shokuhin00.pdf➢ 独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページ 『「健康食品」の安全性・有効性情報』 http://hfnet.nih.go.jp/